

中央区電子申請サービス利用規約

令和6年2月15日
5中企情第A12号

(目的)

第1条 この規約は、中央区（以下「区」という。）の申請、届出等の手続について、電子申請サービスを利用して行うために必要な事項について定めることを目的とする。

(利用規約の同意)

第2条 電子申請サービスを利用し、申請、届出等の手続を行う利用者は、本規約及び各電子申請サービスの規約（以下、「本規約等」という。）を確認し、同意する必要があり、これらの規約に同意することができない場合は、電子申請サービスを利用することはできない。電子申請サービスを利用した場合は、本規約等に同意したものとみなす。

(用語の定義)

第3条 本規約において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 電子申請サービス インターネットを利用した申請、届出等（以下「電子申請」という。）を受け付けるため、区が利用する次のサービスをいう。
 - ア 一般財団法人G o v T e c h 東京が実施する協働事業に参加する自治体の委託により、富士通株式会社が運営する「東京共同電子申請・届出サービス」
 - イ デジタル庁が提供するマイナポータルの「ぴったりサービス」
 - ウ 株式会社トラストバンクが提供する「L o G o フォーム」
- (2) 個人情報 電子申請サービスにおいて取り扱う個人に関する情報（当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。）で、サービス提供自治体が管理する文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されたものを含む。
- (3) 利用者 電子申請サービスの利用者をいう。

(利用者の責任)

第4条 利用者は、自己の判断と責任に基づき電子申請サービスを利用するものとする。利用者は、電子申請サービスが障害その他の理由により利用できなくなった場合には、他の方法による手続を行うこととし、このことを承知した上で電子申請サービスを利用するものとする。

2 利用者は、電子申請サービスを利用するためには必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものも含む。）及び通信回線を自己の負担において準備する

ものとする。また、機器の整備、通信回線の利用及びそれらに必要な手続きは、利用者が自己の責任と費用において行うものとする。

- 3 利用者は、電子申請サービスの利用に当たり、自己の使用に係る機器について、マルウェア感染防止等必要なセキュリティ対策に努めるものとする。送信したファイルがマルウェアに感染していた場合は、電子申請サービスで手続自体を受け付けられないことがある。

(個人情報の利用目的及び取扱い)

第5条 本サービスで取り扱う利用者の個人情報は、利用者が申請又は届出等をした手続に係る業務（以下「業務」という。）の処理等において、必要最小限の範囲で区及び区から業務等に関する委託を受けた事業者において利用する。

- 2 区は、本サービスにより利用者から収集した個人情報は、前条に定める利用目的のために使用し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連規程に基づく適正な取扱いを行う。

(禁止事項)

第6条 電子申請サービスの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止する。利用者がその責めに帰すべき理由により、区又は第三者に対し、損害を与えた場合、その責を問われる場合がある。

- (1) 電子申請サービスに対して、自己を偽り、又は他人を装って不正にアクセスすること。
- (2) 電子申請サービスの管理及び運営を故意に妨害し、又は破壊すること。
- (3) 電子申請サービスに対し、マルウェアに感染したファイルを故意に送信すること。
- (4) 電子申請サービスの全部又は一部を第三者にはん布、送信その他の方法で提供すること。
- (5) 電子申請サービスに改変を加えること。
- (6) 電子申請サービスの改変又は解析を試みること。
- (7) 電子申請サービスに含まれる著作権表示その他の財産権表示を消去し、又ははぐ奪すること。
- (8) 電子申請サービスに含まれるコンテンツの修正、複製、改ざん、販売等すること。
- (9) 電子申請サービスを本来の目的以外で利用すること。
- (10) その他法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、区長が不適切であると判断した行為

(サービスの利用停止等)

第7条 区は、電子申請サービスに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明ら

かな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者へ事前の通知を行うことなく、利用者から収集した情報の抹消、利用者の電子申請サービスの利用停止等必要な措置を行うことができるものとする。

(電子証明書の取得・管理)

第8条 利用者が、電子申請サービスを利用して申請、届出等の手続を行う場合、公的個人認証サービスによる電子証明書を利用して本人確認を行うことができる。ただし、署名が必要な手続については、電子申請サービスが指定するアプリケーションを利用し、申請、届出等のデータに署名付与を行い、送信するものとする。

- 2 電子的な署名を実施する場合、利用環境の準備、利用及びアプリケーションのインストール等に関しては、利用者の責任において行うものとする。
- 3 利用者は、自己の責任において電子証明書を厳重に管理するものとし、漏えいの可能性がある場合は、速やかに電子証明書を発行した認証局に失効手続を行うこととする。
- 4 区は、利用者が電子証明書による申請、届出等の手続を行った場合、すべて当該利用者の意思により手続が行われたものとみなす。
- 5 電子的な署名の付与を必要とする手続においては、区に電子申請のデータが到達する時点で、利用者の電子証明書が有効でなければならない。

(免責事項)

第9条 区は、利用者が電子申請サービスを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、その損害が直接的又は間接的かを問わず、一切の責任を負わない。

- 2 区は、その裁量において、電子申請サービスの改修、運用停止、中断等を利用者への予告なく行うことができるることとする。また、これにより生じたいかなる損害に対して、一切の責任を負わない。
- 3 区は、利用者が使用するパソコン等の障害、不具合、通信回線上の障害その他区の責めに帰さない理由による電子申請サービスの障害等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負わない。

(利用規約の変更)

第10条 区は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとする。

- 2 区は、本規約の変更を行った場合には、遅滞なく中央区公式ホームページ上に掲載するものとする。
- 3 本規約の変更後に、利用者が電子申請サービスを利用したときは、利用者は、変更後の利用規約に同意したものとみなす。

(著作権)

第11条 電子申請サービスに含まれているプログラム及びその他著作物に関する著作権は、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護される。また、電子申請サービスに含まれているプログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁じる。

(準拠法及び裁判管轄)

第12条 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

2 電子申請サービスの利用に関連して区と利用者との間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、令和6年2月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。